

令和3年度事業計画

1. 基本方針

人と動物が共存する社会の実現を期する上で、我々獣医師および獣医療に対する社会的期待はますます高まりを見せてきている。

滋賀県獣医師会(以下、本会)は、公益社団法人としてこれら社会的期待に的確に応えていくため、獣医師としての責務の重要性に自覚を持つ本会会員の社会的地位向上に努めるとともに、定款第3条に基づき、獣医学術の振興・普及をとおして、獣医師としての専門的知識・技能を有効に活用し、公衆衛生の向上、畜産の振興と飼育動物の保健衛生の向上、動物愛護の推進、自然環境の保全など本県の産業の振興と県民の福祉の向上に貢献するなど、会員の総意をもって公益活動を推進する。

(重点事項)

- (1) 新型コロナウイルス感染症については、世界的なパンデミックとなり、我が国においても、全国的かつ急速なまん延による、国民の健康と経済に大きな影響を及ぼすおそれが生じたことから、令和2年4月7日付けで緊急事態宣言が発令され、4月16日にはその対象が全国に拡大された。
これら、新型コロナウイルス感染症並びに人獣共通感染症の拡大に対応するため、本会会員は徹底した予防対策を実施し、獣医師として人と動物とが共存する豊かで健全な社会形成に寄与する。
- (2) 公益社団法人として安定かつ持続的な事業運営を図るため、収益性を確保すると共に、各事業委員会の活動を活発化し、積極的な公益事業活動を展開する。
- (3) 獣医療提供の人材育成と質の確保に向けた技術・知識・倫理の向上とともに、医師会との協定による人獣共通感染症対策、学校飼育動物をとおした情操教育、野生動物保護・管理による自然環境保全の啓発、医師会との協定による研修会の開催等、県民の立場に立った事業展開を図る。

2. 事業概要

【公益目的事業】 37,640,490円

獣医学的専門知識・技術の活用による県民の豊かな生活の実現を目的とする事業

本事業は、獣医学術の振興・普及をとおして、獣医学的専門知識と技術を有効活用し、人獣共通感染症の予防等公衆衛生の向上、畜産の振興と飼育動物の保健衛生の向上、動物愛護の推進、自然環境の保全等を図り、県民の豊かな生活の実現に寄与することを目的としており、次の事業を行う。

(1) 狂犬病予防事業 23,427,105円

欧州の一部、豪州および日本を除くほとんどの国で発生している狂犬病は、罹患した動物に咬まれることにより人が感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気、台湾では野生動物への浸潤が認められており、狂犬病予防法において、犬への予防注射の実施が義務づけられている。狂犬病のまん延防止にはワクチンの接種率を70%以上に確保することが必要であるとされていることから、本事業では、次の項目を進める。

- 1) 狂犬病予防注射体制の維持・見直し
 - ・定期集合注射については、各市町長と本会会長が協定・契約を交わし、市町長が設定した会場ごとに実施し、動物病院で行う個別注射の実施に当たっては、指定獣医師を市町に推薦し、鑑札・注射済票等の交付事務および手数料徴収業務を代行する。これにより、県民の利便性と狂犬病予防注射率の向上を図る。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策確立事業（新）

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、厚生労働省は、令和3年12月31日までの間、新型コロナウイルスの発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則で規定する4月から6月末の期間内に狂犬病予防注射を受けさせることが出来なかった犬の所有者または管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととする改正をおこない、これを受けて滋賀県は各市町に対して適切な運用に配慮するよう求めた。

その結果、動物病院では狂犬病予防接種の個別注射を受けるために、通常以上に来院する数が増加することが想定される。そこで、一般県民の待合室等での新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底したにもかかわらず、小動物診療施設の獣医師が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、会員独自が経営保障対策として損害補償保険加入等を行うための経費を助成する事業を行う。(1,000,000円)
- 2) 狂犬病予防注射の安全体制の推進
 - ・ワクチン保有状況の把握により、発生時のワクチン供給に対応できるよう備える。
 - ・健康被害犬が発生した場合、会員以外の獣医師による接種も含め、発生状況を把握し発生予防に役立てるとともに、治療費の助成等により、飼育者の負担軽減を図る。
- 3) 狂犬病予防に関する広報活動の積極的な展開
 - ・狂犬病を含めた動物由来感染症に関する正しい知識、予防等の普及・啓発を図る。
 - ・定期集合注射の実施について、ポスターや放送、ホームページを活用し、県民への普及・啓発に努める。

(2) 人獣共通感染症予防事業 883,892円

人獣共通感染症には、鳥インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症、サルモネラ症等畜産物に係る疾病がある。また、狂犬病を始めとした、パストツレラ症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等伴侶動物に起因する多くの疾病も注目され、令和1年末には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生し、一部犬からもCOVID-19のウイルスが検出されたとの報告がある。これらの感染症に対する正しい知識、予防対策等の普及・啓発を図る。

また、人獣共通感染症は全ての感染症の約60%を占めており、獣医師及び医師が互いの医療現場で人獣共通感染症に接触する機会がある。このため、動物の衛生、人の衛生、環境の衛生の関係者が連携して取り組むべきであるとするOne Healthという考え方を広く普及・啓発するとともに分野間の連携を推進し、分野横断的な課題に積極的に取り組むことが感染症対策においては重要である。本会が一般社団法人滋賀県医師会と協定を結んだことから、情報の相互提供を行い、予防対策・啓発事業への相互支援等において連携を密にし、県民の安全で安心な社会の構築に寄与する。

- 1) 一般市民等を対象とした講演会の共催や人獣共通感染症予防対策の実施
 - ・伴侶動物、産業動物、食品等を介した人獣共通感染症対策の啓発を図り、狂犬

病予防事業と共に新型コロナウイルス感染症等人獣共通感染症の拡大に対応するため、本会会員は徹底した予防対策を実施し、獣医師として人と動物とが共存する豊かで健全な社会形成に寄与する。また、新型コロナウイルス感染症対策としての小動物診療施設の獣医師が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、会員独自の経営保障対策として損害補償保険加入等を行うための経費を助成する事業を行う。(1,000,000円)

さらに、県行政機関が開催する一般県民対象の公衆衛生や畜産等にかかる講習会に積極的に参画し、本会ホームページでも情報を広く公開する。

(3) 動物愛護・保護普及啓発事業 4,727,118円

家庭飼育動物の適正な飼育管理、被災動物への対応、愛護・保護精神の高揚等について、広く県民に普及啓発するため、以下の事業を実施する。

1) 「しが動物フェスティバル」の今後の方向性を検討 3,938,210円

- ・人と動物とのより良い共生をテーマに、一般市民を対象とした啓発事業を展開し、動物愛護だけでなく、本会が携わる公益事業の普及・啓発を図る。また、市町や関係団体が開催する動物愛護の催しへの協力・支援を実施する。
- ・「2021しが動物フェスティバル」は、新型コロナウイルス感染症の蔓延のために中止し、令和3年度には「しが動物フェスティバル」の開催方法について検討を行う、令和5年(2023年)年度には、アフターコロナに適した、新しい開催方法による「しが動物フェスティバル」を実施できるよう、開催経費約6,000,000円を令和3年度より3か年間特定費用準備資金で積み立てる。

2) 緊急災害時動物救護事業 788,908円

- ・滋賀県との災害時における被災動物救護活動に関する協定締結を踏まえ、緊急災害時の動物救護に備えるため、本会の被災動物救護本部設置要領、マニュアル、緊急連絡網の構築等の作成並びにマイクロチップを使った犬猫等の個体識別普及啓発について、全国の状況を鑑み検討を進める。
- ・近畿地区連合獣医師会の一員として「大規模自然災害発生時における相互支援体制の整備に関する協定書」を締結、さらに、近畿地区連合獣医師会と関西広域連合との災害時協定締結に向けての取り組みに参画する。

3) 身体障害者補助犬助成事業

- ・身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、介助犬、聴導犬の衛生確保を図り、県内使用者への予防衛生経費の助成および専門家としての技術提供を行うことにより身体障害者の自立および社会参加の促進に寄与する。(2020年10月現在 県内使用補助犬：盲導犬12頭、介助犬1頭、聴導犬3頭の計16頭)

(4) 学校飼育動物支援事業 3,632,704円

小学校、幼稚園、保育園の飼育動物の健康で衛生的な飼育管理を保持し、効果的に教育活動ができるよう、以下の事業を実施する。

1) 学校飼育動物適正管理指導事業

- ・学校飼育動物の適正な飼育管理相談に対応するとともに、開業獣医師に持ち

込まれた学校飼育動物の診療・治療を実施することにより、動物の健康と保健衛生の向上を図る。

2) 学校支援メニューに対応した「ふれあい教室」の開催と職業講話

- ・学校・園からの要請に基づき、「ふれあい教室」を開催し、安全で衛生的なふれあい方や生命の大切さの体感など学校飼育動物を介する教育活動に支援・協力する他、獣医師のお仕事紹介をすることにより本法人事業を紹介する職業講話を実施する。

3) 教職員を対象とした研修会の開催

- ・個々の幼稚園等からの要望に応え、学校飼育動物を介する教育活動に携わる教員に飼育動物の習性、取扱方法、衛生管理手技等の研修会を実施する。

4) 学校飼育動物支援にかかる研修会等への積極的な参加

- ・学校飼育動物支援にかかる研究会等への積極的な参加により情報交換、技術の修得に努める。

5) 学校飼育動物啓発事業

- ・学校飼育動物の飼育に関するアドバイスや学校、園の情報等を掲載した情報誌「ふれあい」を毎年2回発行し、公衆衛生上の見地や情操教育の一助となるよう、本会会員や県内約400か所の小学校、幼稚園、保育園、こども園に配布する。

(5) 野生動物保護事業 2,222,603 円

動物病院に持ち込まれた傷病野生鳥獣を治療し、保護するとともに、研修会の開催を通じ、広く県民への鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。また、野生動物を取り巻く環境の変化に伴い、必要な検討を行う。

1) 傷病野生鳥獣救護事業

- ・滋賀県知事と当会会長が委託契約を継続し、当会で募った野生鳥獣救護ドクター（令和3～4年度）により、県内全域で年間を通して傷病鳥獣の治療と野生復帰に協力するとともに、事業を通して得た調査結果の集積を野生動物の生態研究、環境調査等に寄与する。また、専門書を利用した談話会の開催等で会員どうしの情報共有や移り行く傷病鳥獣救護のあり方を検討するとともに、琵琶湖博物館と連携を強化し、野生動物を通じた県民の自然環境保全意識の向上と普及・啓発を図る。

(6) 獣医学術および技能の普及・向上事業 1,554,154円

獣医師の専門技術の向上、人材育成を図ることにより、動物への適切な獣医療技術や公衆衛生上の知識を提供し、県民の豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

このため、獣医療の各分野にわたって、学会、講習会、研修会等を開催する。

1) 第27回滋賀県獣医学会の開催

- ・獣医師が日頃の業務を通じて研究調査した事例等を学会の場に報告し、意見交換を行うことにより技術の伝達・普及を図る。

2) 小動物臨床技術研修会

- ・高度な専門的知識、獣医療技術の修得により、動物への適切な獣医療技術を提供し、動物の愛護、福祉の向上を図ることを目的に年1回以上開催する。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延のためにオンライン開催を行い、さらに、今後は全面的なオンライン開催への体制を確立する。

3) 学会・研修会等への積極的な参加

- ・他の団体が主催する学会(日本獣医師会、近畿地区連合獣医師会等)へ積極的な参加により技術の修得に努め、動物への適切な獣医療技術等の提供を図る。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延のために多くの学会等が中止となった。そこで、今年度は学会・研修会等のオンライン開催への参加を図るため体制を整備する。

4) 適正な小動物獣医療体制を提供に資するための事業検討

- ・愛玩動物看護師法が令和元年6月28日に公布され、令和5年12月末日までに第1回の本試験が実施される予定となった。このことから、獣医師、愛玩動物看護師などの連携による高度獣医療提供体制の構築のため、愛玩動物看護師の技術向上を図るとともに、適正な小動物獣医療体制の提供に資する事業を検討する。

5) その他

必要に応じた研修会の開催

(7) 広報活動事業 392,909円

本会の公益事業活動を一般県民に明らかにするため、電子媒体等を用いた広報活動を進める。

1) ホームページの充実

- ・本会ホームページの内容充実とともに、要覧等を使い本会の公益事業実施に係る一般県民への周知や調査結果について、わかりやすい情報提供に努める。

2) マスコミを活用した広報の実施

- ・狂犬病予防事業や動物愛護事業等の実施については、ラジオ等の広報媒体を活用し、広く一般県民に明らかにする。

(8) 県関連施策、関連機関の事業への協力

内外諸情勢の変化に的確に対応しつつ、本会運営の基本理念に基づき、各種事業運営を通じて県の諸施策に協力する。

【収益事業等】 7,215,591円

その他の事業（相互扶助等活動事業）

(1) 会員の互助・福利厚生事業

1) 開業獣医師等の定期健康診断、放射線取扱者健康診断の支援

- ・診療業務従事者の健康を管理し、獣医療法等に基づく各種検診を実施するため、団体健診の手続・調整や場所の手配等を実施する。

2) 保険への団体加入手続と支援

- ・本会業務の委託獣医師を対象に、傷害保険・賠償責任保険等への団体加入手続と経費の一部負担を実施する。

3) 会員相互の情報交換

- ・親睦事業の開催により、会員相互の親睦融和を図り、もって組織の充実と獣医療の向上に努める。
- ・会員向け滋賀県獣医師会報を年2回発行し、会員相互の情報交換に役立てる。

(2) 会員の表彰

本会の会長表彰規程に基づき、会員を表彰または推薦し、副賞を授与する。

- ・滋賀県獣医師会会長表彰（学術功労、公益事業功労、役員感謝状）
- ・近畿地区連合獣医師会会長表彰に推薦する。
- ・日本獣医師会会長表彰・感謝状受賞に推薦する。
- ・滋賀県知事賞に推薦する。

(3) 会員の慶弔

会員慶弔規程に基づき慶弔の意を表す。

- ・会員が結婚した時、祝金を贈る。
- ・会員が80歳に達した時、記念品を贈る。
- ・会員や親族の死亡に対し弔慰金、生花、弔電を供える。
- ・会員が災害等で被災した時の見舞金の創設。 3,000,000円

(4) 学会等参加の支援

1) 獣医学術学会等参加者の一部の参加・登録経費を助成

官民の産業動物分野、公衆衛生分野、小動物分野、研究分野、教育分野等獣医療の各分野における専門的知識・高度な技術等の取得、普及や人材育成を図る学会、講習会、セミナー等への参加を促すため、開催情報の提供を行うとともに、参加にかかる経費の一部を助成する。

- ・第99回近畿地区連合獣医師大会への参加・協力（R3.10.3or10.10 大阪府大担当：神戸市獣）
新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延のために開催を検討中
- ・令和3年度獣医学術近畿地区学会での研究発表の推進・協力（R3.10.3or10.10に大阪府大 担当：神戸市獣）
新型コロナウイルス感染症の蔓延のために通常の実施方法であるかWEB開催であるか検討中
- ・令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会への参加（R4.1.21～23 神戸国際会議場）
- ・近隣地方獣医師会が開催する研修会等の情報提供

2) 日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への協力

(5) 獣医療証明様式等頒布事業

獣医師法、獣医療法、薬機法等で診療等の際に交付が義務づけられている証明書等の様式について、(公社)日本獣医師会が作成したものを診療獣医師の求めにより本会を通じて頒布する。

【法人関係】 9,744,998円

(1) 組織強化の推進

- ・専門部会単位の活動を支援する。
- ・役員賠償責任保険に加入する。
- ・滋賀県獣医師会要覧の作成

(2) 陳情要請等

- ・ 獣医畜産公衆衛生の発展に努めるとともに会員の社会的・経済的地位の向上を図るため、滋賀県獣医師連盟とともに関係方面に対し随時陳情要請等を行う。

(3) コンプライアンスの維持

- ・ 会員の獣医療の安定に資するため、顧問弁護士に依頼する。
- ・ 公益法人会計の健全化を維持するため、顧問税理士と契約する。

3. その他

上記に掲げた事項以外で緊急に対応する必要がある事項等については、理事会の承認を受けて別途実施する。